

ID: 740

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	地縁による団体の認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第14項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の2 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 (4) 規約を定めていること。 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1930

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	認可地縁団体の合併認可の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の45第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の45 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第260条の39第3項の認可を取り消すことができる。 (1) 第260条の39第3項の認可をした日から6月を経過しても第260条の41第3項の規定による届出がないとき。 (2) 認可地縁団体が不正な手段により第260条の39第3項の認可を受けたとき。 2 前条第1項の規定による告示後に前項(第2号に係る部分に限る。)の規定により第260条の39第3項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。 3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。 4 前2項に規定する場合には、各認可地縁団体の第2項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1967

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	指定地域共同活動団体に対する改善のための措置命令		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の49第11項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の49 2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。 (1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。 (2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。 (3) 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。 11 市町村長は、指定地域共同活動団体が第2項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは当該市町村の条例に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域共同活動団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1968

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	指定地域共同活動団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の49第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の49 2 市町村長は、前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。)又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができる。 (1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの(以下この条において「特定地域共同活動」という。)を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。 (2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。 (3) 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。 12 市町村長は、指定地域共同活動団体が第2項に規定する要件を欠くに至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善を期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による命令に違反したとき、又は不正な手段により第2項の指定を受けたときその他条例で定めるときは、その指定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日